



島根県報

平成22年 9 月 30 日 (木)
号外 第 165 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

行政権限委任規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	3
島根県事務決裁規則の一部を改正する規則	(")	3
島根県行政組織規則の一部を改正する規則	(")	4
島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する 条例施行規則の一部を改正する規則	(情 報 政 策 課)	4
島根県希少野生動植物の保護に関する条例の施行期日を定める規則	(自 然 環 境 課)	5
島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則	(")	5
島根県農業改良資金貸付規則を廃止する規則	(農 業 経 営 課)	6
島根県会計規則の一部を改正する規則	(審 査 指 導 課)	6

【訓 令】

島根県公印規程の一部改正	(農 業 経 営 課)	7
--------------	-------------	---

公布された条例等のあらまし**◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第59号）**

1 規則の概要

知事に属する食品衛生法施行条例に基づく消費者の健康被害及び食品衛生法の規定に違反していることが判明した製品に関する情報についての報告の受理の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

2 施行期日

平成22年10月1日から施行することとした。

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第60号）

1 規則の概要

事務処理の迅速化を図るための専決権の下位移譲に伴う所要の改正

(1) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の規定により、米穀事業者に対し必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。（別表第2関係）

(2) 農業改良資金融通法の規定により、農業改良資金の貸付けを受けることが適当である旨の認定を行うこと。（別表第5関係）

2 施行期日

平成22年10月1日から施行することとした。

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第61号）

1 規則の概要

農業改良資金の制度改正に伴う規定の整備

2 施行期日

平成22年10月1日から施行することとした。

◇島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第62号）

1 規則の概要

食品衛生法施行条例の規定による原材料又は製品に係る仕入れ、出荷、販売その他必要な事項に関する記録の保存等について、民間事業者等が、書面の保存等に代えて電磁的記録による保存等を行うことができることとした。（別表第1・別表第2関係）

2 施行期日

平成22年10月1日から施行することとした。

◇島根県希少野生動植物の保護に関する条例の施行期日を定める規則（規則第63号）

島根県希少野生動植物の保護に関する条例の施行期日は、平成22年12月1日とすることとした。ただし、同条例第8条の規定の施行期日は、平成22年10月1日とすることとした。

◇島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（規則第64号）

1 規則の概要

(1) 指定希少野生動植物の指定の案の公告は、指定をしようとする希少野生動植物の名称等の事項について行うものとする。こととした。（第2条関係）

(2) 指定希少野生動植物の指定の案に係る公聴会の開催の手續及び運営方法を定めることとした。(第3条関係)

2 施行期日

平成22年10月1日から施行することとした。

◇島根県農業改良資金貸付規則を廃止する規則(規則第65号)

1 規則の概要

島根県農業改良資金貸付規則は、廃止することとした。

2 施行期日

平成22年10月1日から施行することとした。

◇島根県会計規則の一部を改正する規則(規則第66号)

1 規則の概要

農業改良資金の制度改正に伴う規定の整理

2 施行期日

平成22年10月1日から施行することとした。

規

則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第59号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則(昭和31年島根県規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表保健所の部食品衛生法施行条例の項に次の1号を加える。

7 別表第1の第7の規定による情報の報告の受理

別表食肉衛生検査所の部食品衛生法施行条例の項に次の1号を加える。

6 別表第1の第7の規定による情報の報告の受理

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第60号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則(昭和45年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

別表第2農林水産部の表食料安全推進課の項に次の1号を加える。

8 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝

(1) 法第9条第1項の規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をするこ

達に関する法律（平成21年法律第26号）の施行に関する事務		と。 (2) 法第9条第2項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。 (3) 法第10条第1項の規定により、報告を徴し、又は職員に立入検査をさせること。
-------------------------------	--	--

別表第5支庁及び農林振興センターの項中第23号を第24号とし、第3号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

3 農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）の施行に関する事務	(1) 法第6条第1項の規定により、農業改良資金の貸付けを受けることが適当である旨の認定を行うこと。
------------------------------------	--

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第61号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第46条第10項の表農政部の部第1号中「（農業改良資金を除く。）」を削り、同表農業普及部の部中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同部支所の項中オを削り、カをオとし、キをカとし、同表中海干拓営農部の部中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同表事務所の部農業普及部の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、オを削り、カをオとし、キをカとする。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第62号

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年島根県規則第113号）の一部を次のように改正する。

別表第1食品衛生法施行条例（平成11年島根県条例第51号）の項中「並びに第2」を「、第2並びに第5の1」に改める。

別表第2食品衛生法施行条例（平成11年島根県条例第51号）の項中「2の(5)のウの(ウ)」の次に「並びに第5の1」を加える。

附 則

この規則は、平成22年10月 1 日から施行する。

島根県希少野生動植物の保護に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成22年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第63号

島根県希少野生動植物の保護に関する条例の施行期日を定める規則

島根県希少野生動植物の保護に関する条例（平成22年島根県条例第13号）の施行期日は、平成22年12月 1 日とする。ただし、同条例第 8 条の規定の施行期日は、平成22年10月 1 日とする。

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則をここに公布する。

平成22年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第64号

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、島根県希少野生動植物の保護に関する条例（平成22年島根県条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定希少野生動植物の指定の案の公告）

第 2 条 条例第 8 条第 2 項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定をしようとする希少野生動植物の名称
- (2) 指定希少野生動植物として指定をしようとする理由
- (3) 指定希少野生動植物の指定の案の縦覧場所

（公聴会）

第 3 条 知事は、条例第 8 条第 4 項の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定による公告は、公聴会の日の 3 週間前までに行うものとする。
- 3 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。
- 4 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の条例第 8 条第 3 項の意見書を提出した者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。
- 5 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 6 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。
- 7 公述人及び発言を許された者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 8 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があったときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 9 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。
- 10 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しな

ればならない。

附 則

この規則は、平成22年10月 1 日から施行する。

島根県農業改良資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成22年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第65号

島根県農業改良資金貸付規則を廃止する規則

島根県農業改良資金貸付規則（平成14年島根県規則第81号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの規則による廃止前の島根県農業改良資金貸付規則（以下「旧規則」という。）に基づき知事又は融資機関（旧規則第 1 条の融資機関をいう。以下同じ。）が貸付けを決定した農業改良資金及び農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号。以下「改正法」という。）の施行前に改正法第 1 条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第 7 条第 1 項の規定により知事がした認定（改正法附則第 2 条第 4 項の規定によりなお従前の例により改正法の施行後に知事がした認定を含む。）に係る施行日以後に行われる農業改良資金の貸付けについては、なお従前の例による。
- 3 施行日前に旧規則に基づき知事が貸付けを決定した融資機関に対する貸付金及び前項の規定によりなお従前の例により農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関に対して施行日以後に行われる当該業務に必要な資金の貸付けについては、なお従前の例による。

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 9 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第66号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

様式第 8 号その 3 中「、農業改良資金助成法第11条の規定により」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の島根県会計規則の規定に基づいて作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを使用することができる。

訓 令

島根県訓令第7号

本 庁
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成22年 9 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第1知事印の項中「農業改良資金助成法」を「農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。